

## 第6節 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

### 起きてはならない最悪の事態

#### 6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態



##### ① 迅速な災害廃棄物の処理

###### 〔脆弱性評価〕

大規模災害から早期に復旧・復興するためには、大量に発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められます。令和元年東日本台風災害では、県内で膨大な災害廃棄物が発生（18.2万トン）し、被災地の衛生環境の回復はもとより、早期の復旧・復興を図る観点からも、その処理が最重要課題の一つとなりました。

災害廃棄物対策では、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定や民間事業者等との連携強化、災害廃棄物処理に携わる人材の育成が重要です。

市町村の災害廃棄物処理計画の策定を推進するため、市町村等を対象とする講習会等を開催していますが、未策定の市町村があるため、引き続き支援を行う必要があります。

また、市町村は災害に備えて、より実践的な訓練や演習等に取り組むなど、体制整備に努める必要があります。

【環境部資源循環推進課】

###### 〔取組方針（施策）〕

環境省と連携しながら、計画の策定支援や訓練・演習等の開催により、市町村の災害対応力の向上に取り組めます。また、令和元年東日本台風災害では県内外の多くの団体から支援を受けたことから、平時から他都道府県との広域連携や廃棄物関係団体との協定体制の整備など、災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

### 県民の皆様へ

県民の皆様は、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向け、市町村が定めた場所、分別方法等による災害廃棄物の搬出にご協力ください。

廃棄物処理業者の皆様は、市町村と連携・協力し、廃棄物の円滑かつ適正な処理にご協力ください。

◎ 「Operation: One Nagano (オペレーションワンナガノ)」

令和元年東日本台風災害では県内各地で甚大な被害が発生しました。災害廃棄物に関しては、特に長野市において、街中など指定の仮置場以外に排出された大量の災害廃棄物の処理が課題となりました。

そこで、この解決に向け、市民、ボランティア、行政、自衛隊が連携し、災害廃棄物を被災地から集中的に搬出するため、「Operation: One Nagano (オペレーションワンナガノ)」が実施されました。この取組は、昼間ボランティアが地区に点在する災害廃棄物を地区の中心に位置する仮置場（赤沼公園等）に一時集積させ、夜間自衛隊がトラックで地区外に搬出する作業で、短期間での災害廃棄物の撤去につながりました。



(自衛隊による搬出作業)

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	市町村災害廃棄物処理計画の策定率	資源循環 推進課	60.0% (2022年度)	63.6% (2021年度)	90.0% (2027年度)

## 起きてはならない最悪の事態

## 6-2 倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態



## ① 火災・地震保険等への加入促進

## 〔脆弱性評価〕

自然災害により住家に甚大な被害が発生した場合には、一日も早い生活再建が必要です。県では、「信州地震等保険・共済加入促進協議会」を設立し、地震等災害保険・共済の加入をはじめとした事前の備えについての啓発活動を実施しています。

県内の地震保険の加入率は年々向上していますが、全国平均や水災保険加入率と比較すると低い状況にあります。地震などの災害リスクを正しく理解し、自助の意識を醸成するため、地震等災害保険・共済等への加入を一層促進する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

## 〔取組方針（施策）〕

新聞・テレビ等を通じた地震リスクの周知や、ポスター等各種広報媒体を使用した啓発の実施などにより、多くの県民に保険や共済への加入の必要性を意識づけ、居住地域の災害リスクに応じた備えが進むよう支援します。

## 県民の皆様へ

お住まいの地域の災害リスクを把握し、住宅等の再建に必要な資金を確保する備えとして、地震等災害保険・共済の加入をお願いします。

## ② 住宅再建への支援

## 〔脆弱性評価〕

住宅を失った被災者の生活の再建を支援するため、令和元（2019）年に、国の制度の対象とならない半壊家屋等への支援を行う県独自の「信州被災者生活再建支援制度」の運用を開始しました。

また、生活再建支援金等の申請に必要な住家の被害認定を発災後速やかに行うため、被災経験のない市町村職員も円滑に認定作業を実施できるよう取り組んでいく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

## 〔取組方針（施策）〕

信州被災者生活再建支援制度をはじめとした、災害時に受けられる支援を日頃から周知するとともに、住家の被害認定等が円滑に行われるよう、市町村職員の研修を実施します。

### ③ 地籍調査の推進

#### 〔脆弱性評価〕

地籍が不明瞭なことが原因で住宅などの再建が遅れ、復興の妨げとなるおそれがあります。県では市町村の地籍調査事業を支援していますが、迅速な復旧・復興のためには、都市部ばかりでなく、山村部においても地籍調査を進める必要があります。

【農政部農地整備課】

#### 〔取組方針（施策）〕

大規模災害への備えとして、人口集中地区（D I D）や宅地地域のみならず、山村部等も含めた全地域において、地籍調査を推進します。

#### 県民の皆様へ

県民の皆様は、登記や届け出等の手続きを確実にを行い、適正な土地管理を実施してください。

土地取引や開発に係る測量実施者（民間事業者等）の皆様は、成果について国土調査法第19条第5項指定申請への協力をお願いします。

### ④ 住宅再建用木材の安定供給

#### 〔脆弱性評価〕

県では、大規模災害の発生に伴い、住宅再建用の木材が不足した場合は、県産木材を森林組合や木材協同組合など、木材関係団体等と連携して調達できるよう、体制を整えています。

【林務部県産材利用推進室】

#### 〔取組方針（施策）〕

迅速な住宅再建を支援するため、木材関係団体等と連携して県産材等の木材の調達を積極的に実施します。

### ⑤ 災害時の住まいの提供

#### 〔脆弱性評価〕

近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、被災により住居を失うリスクが高まっているため、今後も被災者の住まいの確保を支援する必要があります。

【建設部建築住宅課、同公営住宅室】

#### 〔取組方針（施策）〕

市町村や関係団体との連携強化による迅速な応急仮設住宅の供給や県営住宅の一時的な提供により、住宅の再建等を支援するとともに、被災者の恒久的な住まいとなる災害公営住宅の整備に向けて、被災市町村に対し、適切な支援を行います。

また、県・市町村・不動産関係団体・居住支援団体等で構成する居住支援協議会や関係機関と連携して、被災者の速やかな住まいの確保の支援及び登録住宅の確保・普及に取り組みます。

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
②	地震保険の附帯率※	危機管理 防災課	65.0% (2022年度)	67.8% (2021年度)	75.0% (2027年度)
③	地籍調査の実施率	農地整備課	— (2020年度)	39.0% [3,733 km <sup>2</sup> ] (2021年度)	41.0% [3,853 km <sup>2</sup> ] (2027年度)

※地震保険の附帯率：民間の火災保険契約件数に占める地震保険契約件数の割合

起きてはならない最悪の事態

6-3 復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態



① 地域で活動する防災人材の育成

〔脆弱性評価〕

気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する中では、災害に強い地域をつくる必要がありますが、少子高齢化や過疎化など社会情勢の変化に伴い、地域の防災を担う人材が不足し、防災体制が脆弱になっています。

様々な自然災害に備えるため、防災人材の育成による体制の強化が必要です。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

県内大学や自主防災組織、防災士会等と連携して、地区防災計画の策定や避難所運営などをリードする人材の育成に取り組むとともに、育成した人材が地域防災力の向上に持続的に携わる仕組みをつくりまします。

県民の皆様へ

「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とのつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）などの助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取るべき行動等を事前に想定するなど、「平時からの備え」をお願いします。

② NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風災害では、県内被災地でボランティア延べ約 73,000 人が復旧を支援するとともに、様々な支援者の活動を、中間支援組織である長野県災害時支援ネットワーク（N-Net）や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）が調整し、円滑な被災者支援につながりました。

県では、こうした経験を踏まえ、県社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結するとともに、N-Net、JVODに防災訓練に参加いただくほか、避難所の環境改善などに連携して取り組んでいます。

引き続き、大規模自然災害発生時に迅速かつ適切に被災者支援ができるよう、関係団体との連携の強化を図る必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、企画振興部広報・共創推進課、健康福祉部地域福祉課】

〔取組方針（施策）〕

平時からNPO等との意見交換や研修、訓練への参加を通じて顔の見える関係を構築するとともに、ボランティアの受け入れに対応するための研修会などを開催します。

また、大規模災害ボランティア活動応援事業や大規模災害におけるNPO等被災者支援団体助成事業により、被災地で活動する団体・グループ等を支援します。

### ③ 復旧・復興を担う技術者等の確保・育成

#### 〔脆弱性評価〕

災害時の緊急的な対応や道路除雪、インフラの老朽化対策など、暮らしの基盤を支える建設産業は、人口減少や少子高齢化の進行により、担い手不足が懸念されています。そのため、建設産業に携わる人材の確保・育成を進める必要があります。

【建設部技術管理室】

#### 〔取組方針（施策）〕

BIM/CIM※やICT施工の活用などによる生産性向上や、週休2日や現場環境の改善による働き方改革を推進し、建設産業で働く人材の入職と定着を促進するとともに、現場研修や体験学習などを通じて建設産業の魅力を伝え、将来を担う人材の就業を促進します。

また、若手の優良技術者表彰や総合評価落札方式での若手技術者の評価拡大により、建設業界の技術者の育成にも取り組みます。

※BIM/CIM Building Information Modeling/Construction Information Modeling

建設・土木事業の品質向上や生産性の向上を目的に、計画・設計段階から「3次元モデル」等を導入し、構造物の施工、維持管理を行うこと

### ④ 被災建築物応急危険度判定士の養成促進

#### 〔脆弱性評価〕

地震によって被災した建築物の余震等による倒壊や落下物の危険性等を、建築物の専門的知識を持つ被災建築物応急危険度判定士が調査・判定し、二次災害の防止に努めています。

現在、県内には1,494名（令和4年3月現在）の判定士が登録されていますが、応急危険度判定は発災後、短時間で多数の建物を判定することが求められるため、更に判定士を育成・確保する必要があります。

【建設部建築住宅課】

#### 〔取組方針（施策）〕

県内10会場（地域振興局ごと）で新規養成講習会を行うとともに、更新者向けのWeb講習会を実施し、判定士を確保します。

また、建築関係団体と協力し、模擬訓練等を行うことにより、判定士の育成に取り組みます。

起きてはならない最悪の事態

6-4 観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態



① 風評被害対策の推進

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正確な情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農産物の風評被害を防ぐためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

【観光部国際観光推進室、農政部農業政策課】

〔取組方針（施策）〕

国・市町村・関係団体等と連携し、ホームページ等を通じた災害に関する正確な情報発信による風評被害の防止や、被害を軽減するためのプロモーション支援等を行います。

報道機関には、風評被害を防ぐ観点から被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力を依頼します。

県民の皆様へ

公的機関等からの信頼できる情報に基づき、災害の影響のない地域への旅行自粛や、農産物の買い控えなどを行わないよう、冷静な判断に努めてください。

② 海外への適切な情報提供

〔脆弱性評価〕

県では、長野県公式観光サイト「Go NAGANO」による情報提供のほか、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトにて情報を掲載するなど、海外への適切な情報提供に努めています。

大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内により、海外で実態以上に危険性が強調され、被災地域以外でも観光客が減少するなどの影響が懸念されるため、迅速かつ正確な情報発信を行う必要があります。

【観光部国際観光推進室】

〔取組方針（施策）〕

国、市町村、関係機関等と連携して誘客活動を企画・実施するとともに、国内外に向けて、観光地の状況（被災の有無や程度）や正確な復旧状況を発信します。



起きてはならない最悪の事態

6-5 貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退



① 文化財の防災対策

〔脆弱性評価〕

文化財所有者が行う防火・防災対策に要する費用への助成や文化財保存活用計画の策定・運用への助言等による支援を行うとともに、「長野県文化財防災マニュアル」※<sup>1</sup>や「長野県文化財レスキューガイドライン」※<sup>2</sup>などにより、文化財の防災対策に取り組んでいます。

文化財の所有者は、日常的な維持管理の他、防災対策等を行う責務がありますが、過疎化や少子高齢化に伴う担い手不足が課題となっています。また、文化財の被災に備え、市町村による文化財リストの整備や一時保管場所の確保等を進めていく必要があります。

※1 長野県文化財防災マニュアル：県内の国・県指定文化財の防災に関する行動指針をまとめたもの

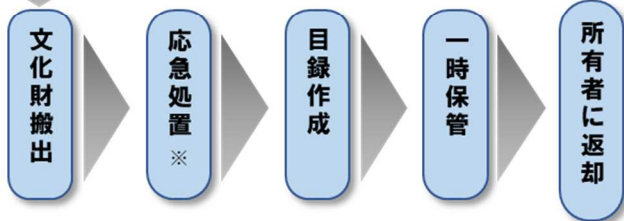
※2 長野県文化財レスキューガイドライン：美術工芸品等の有形文化財が被災した場合に、関係機関との連携による応急処置、目録作成及び所有者への返却までの対応をまとめたもの

【教育委員会事務局文化財・生涯学習課】

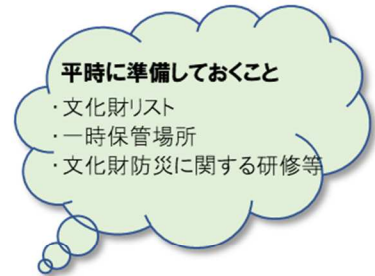
<文化財レスキューの流れ>

文化財レスキューの流れ(例)

- 所有者との連絡調整、資料預かり手続き等
- 事前調査（作業環境、搬出対象の位置、搬出先の確認等）
- 人材・物品・資金等の確保



※：汚損した資料の乾燥・クリーニング等



〔取組方針（施策）〕

国や県の指定文化財については、文化財パトロール等により現状把握や保護管理に必要な指導・助言を行うとともに、文化財防災に関する研修や防災対策事業に対する助成を行います。

災害発生時には、「文化財防災マニュアル」や「文化財レスキューガイドライン」に基づき、関係機関と連携して被災した文化財の保護や応急処置を実施します。

県民の皆様へ

文化財所有者の皆様は、人命等の安全確保がなされた後、所有又は管理する文化財の被害状況を把握するとともに、二次被害等を防ぐ応急対策を行ってください。

また、被災した文化財をできる範囲で安全な場所へ避難するとともに、著しい劣化が危惧される場合は、市町村の文化財担当課へ文化財レスキューを要請してください。

② 自然公園施設の整備

〔脆弱性評価〕

自然公園内の野営場、園地、駐車場等は自然災害等発生時の対応の拠点となるとともに、歩道は踏み荒らし等による山地の荒廃に起因する土砂災害防止の一助となっています。しかし、山岳・高原地にある自然公園には、過酷な自然環境にさらされている施設が数多くあり、老朽化や損傷等が激しいことから頻繁に修繕や再整備が必要となっています。

【環境部自然保護課】

〔取組方針（施策）〕

県有施設を適切に維持管理するとともに、施設整備を行う市町村を支援します。